

# 意見書

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年2月21日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年3月14日

主任審理官 西本 修一

## 記

### 第1 意見

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案は、適当である。

### 第2 事実及び争点

#### 1 改正案の内容

##### (1) 無線設備規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正内容

- 一 1.5GHz帯の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、1.5GHz帯の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局であって拡散符号速度が每秒7.68メガチップのもの及びこれらの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の空中線電力の許容偏差を定めること。（第14条関係）
- 二 1.5GHz帯の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、1.5GHz帯の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局であって拡散符号速度が每秒7.68メガチップのもの及びこれらの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）
- 三 1.5GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）
- 四 1.5GHz帯の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び1.5GHz帯の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の技術基準を定めること。（第49条の6の4、別表第1号及び別表第2号関係）

- 五 1.5GHz帯の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び1.5GHz帯の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の技術基準を定めること。（第49条の6の5、別表第1号及び別表第2号関係）
- 六 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局であって拡散符号速度が每秒7.68メガチップのもの及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局であって拡散符号速度が每秒7.68メガチップのもの技術基準を定めること。（第49条の6の6及び別表第2号関係）
- 七 1.5GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の技術基準を定めること。（第58条の2の3の2、別表第1号、別表第2号及び別表第3号関係）
- 八 22GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の変調方式に六四値直交振幅変調を加えること。（第58条の2の6の2、別表第1号及び別表第2号関係）
- 九 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日  
公布の日から施行すること。
- (2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案
  - ア 改正内容
    - 一 時分割・符号分割多元接続方式携帯得線通信を行う無線局であって拡散符号速度が每秒7.68メガチップのもの及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局であって拡散符号速度が每秒7.68メガチップの無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。（第2条及び別表第1号関係）
    - 二 1.5GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。（第2条及び別表第1号関係）
  - イ 施行期日  
公布の日から施行すること。
- (3) 周波数割当計画の一部変更案
  - ア 改正内容
    - 1.5GHz帯の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の導入等のため、規定の変更を行うこと。
  - イ 施行期日  
公布の日から施行すること。

## 2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、第3世代携帯電話の増大に対応するため、現在、第2世代携帯電話が使用している1.5GHz帯において、第3世代携帯電話又は1.5GHz帯非再生方式エントランス回線を導入できるように、技術基準を策定するものである。

第3世代携帯電話は、平成19年1月末時点で加入数は6500万を超え、携帯電話全体の7割弱を占めており、第2世代携帯電話からの移行が急速に進展している。

第3世代携帯電話用周波数としては、2GHz帯、800MHz帯の周波数に加え、平成17年に1.7GHz帯及びTDD方式としての2GHz帯の追加割当てを措置してきたが、将来の第3世代携帯電話の更なる需要に応えるため、新たな第3世代携帯電話用周波数を確保する必要がある。

また、総務省が策定している周波数再編アクションプランにおいても、1.5GHz帯について、携帯電話の第2世代から第3世代への高度化に加え、ルーラル地域における空き周波数の有効利用方策について検討することとされていることから、今般、1.5GHz帯に第3世代携帯電話のシステムを導入するとともに、周波数のひっ迫していない地域については、低コストで設置可能な1.5GHz帯非再生方式エントランス回線を導入するものである。

これらのほか、現行5MHz幅の2GHz帯TDD方式の第3世代携帯電話システムについて、国際標準化動向を踏まえた10MHz幅システムの導入と、22GHz帯の携帯電話用エントランス回線について、第3世代携帯電話に対応するための大容量化も必要になっているところである。

総務省では、以上のような状況を踏まえ、1.5GHz帯への第3世代携帯電話システムの導入、1.5GHz帯非再生方式エントランス回線の導入等に必要な関連規定の整備を行うものである。

今回の制度化により、将来の第3世代携帯電話用周波数の需要増に対応することが可能になるとともに、ルーラル地域における第3世代携帯電話の展開が一層促進されるものと考えている。

周波数割当計画の変更については、第2世代携帯電話の周波数の使用期限と第3世代携帯電話の周波数使用可能期日を設定するもので、これにより1.5GHz帯の周波数再編を行うものである。

現在、東名阪と東名阪以外の使用地域で異なる携帯電話事業者が周波数を使用していることから、各事業者が使用している周波数ごと、地域ごとに期日を設定するものであり、具体的な周波数再編については、4段階に分けて行うこととしている。

第1段階では、東名阪の1429-1439MHz帯とそのペア波の第2世代携帯電話での使用期限を平成20年3月31日までとし、東名阪の1427.9-1437.9MHz帯とそのペア波を同年4月1日から第3世代携帯電話で使用可能とするものである。

第2段階では、東名阪の1465-1468MHz帯とそのペア波の第2世代携帯電話での使用期限を平成20年4月30日までとするものである。

第3段階では、全国の1439-1443MHz帯とそのペア波の第2世代携帯電話での使用期限を平成20年9月30日までとし、東名阪の1437.9-1442.9MHz帯とそのペア波を同年10月1日から第3世代携帯電話で使用可能とするものである。

第4段階では、東名阪以外の1429-1439MHz帯とそのペア波及び全国の1443-1453MHz帯とそのペア波の第2世代携帯電話での使用期限を平成22年3月31日までとし、東名阪以外の1427.9-1442.9MHz帯とそのペア波及び全国の1442.9-1452.9MHz帯とそのペア波を同年4月1日から第3世代携帯電話で使用可能とするものである。

### 3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	賛 成	
社団法人電波産業会	賛 成	

### 第3 理由

本件は、1.5GHz帯への第3世代携帯電話の導入等のため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の各一部を改正し、あわせて周波数割当計画の一部を変更するものである。

第3世代携帯電話は本年1月末時点で加入数が6,500万を超え、第2世代携帯電話からの移行が急速に進展しており、新たな周波数を確保することが必要となっている。また、新たなエントランス回線や2GHz帯におけるTDD方式の10MHzシステムの導入が求められている。このような背景から、情報通信審議会では「1.5GHz帯の周波数有効利用のための技術的条件」について審議を行い、第3世代携帯電話を1.5GHz帯に導入する場合の隣接システムとの共用条件等とともに、「2GHz帯における第3世代携帯電話（TDD方式）の10MHz幅システムの導入」及び「22GHz帯エントランス回線の大容量化」について、昨年12月に答申されたところである。今回の改正は、この答申内容を踏まえ、1.5GHz帯への第3世代携帯電話の導入等に必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

#### 1 無線設備規則

無線設備規則の改正案では、1.5GHz帯における第3世代携帯電話（FDD方式）の導入に伴い、空中線電力の許容偏差、受信設備が副次的に発射する電波の限度等の技術基準を規定するとともに、1.5GHz非再生方式エントランス回線、2GHz帯における第3世代携帯電話（TDD方式）の10MHzシステム及び22GHz帯再生方式エントランス回線の40MHzシステムの導入に必要な技術基準を規定している。これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

#### 2 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、1.5GHz帯非再生方式エントランス回線用の無線設備等を対象設備として追加し、その審査方法を定めているが、その内容は情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

#### 3 周波数割当計画

周波数割当計画の変更案では、1.5GHz帯における第2世代携帯電話用周波数の使用期限、第3世代携帯電話用周波数の使用可能期日等を定めているが、これらは、円滑な周波数再編を行い、第3世代携帯電話用周波数を新たに確保するために必要な変更を行うものであり、適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、第3世代携帯電話用周波数の確保等に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。